

# 市町村合併を考える⑤

## 合併協議会で協議すること

合併協議会で協議する事項【例】は、「基本的事項」、「合併特例法に規定されている事項」、「その他必要な事項」について協議することになっています。今回は基本的事項（5例）、合併特例法に規定されている事項（5例）について紹介します。

### 合併協議会とは？

合併協議会は、合併を行うこと自体の可否も含めて合併に関するあらゆる事項の協議を行う組織です。市町村建設計画の作成その他合併に関するあらゆる協議を事前に行う場であることなどを考えると、合併関係市町村が事前に話し合いを行う場としての合併協議会を設けることが必要です。

## ■ 基本的事項（主な内容）

### 合併の形態

市町村合併は、合併特例法の適用や合併の手続き（形式）などの違いから「新設合併」と「編入合併」の2つに分けられ、どちらかを選択するかによって「法人格の有無が異なる」、「事務の手続き」なども大きく変わります。

最も基本的な事項であり、その後の協議の土台をなすものであり、優先して議論し、早期に決定する必要があります。

「新設合併」・・・旧市町村を廃止し、その区域をもって新しい市町村が誕生すること。

「編入合併」・・・一つの市町村の区域に他の市町村の区域が加わること。

### 合併の期日

新市町村（総務大臣の告示により効力が発生）として施行する日です。

新しい市町村が誕生するまでには、さまざまな協議事項の決定、

住民の合意形成、市町村の議会・北海道議会の議決などの手続きに多くの時間を必要とします。

事務事業の移行・引継ぎに支障のない時期、公共事業・単独事業の施行などが影響を受けることが少ないような時期を慎重に選定する必要があります。

### 新市町村名の名称

新設合併の場合には、新しい市町村の名称を決める必要があります。（合併関係市町村全て廃止されるため）



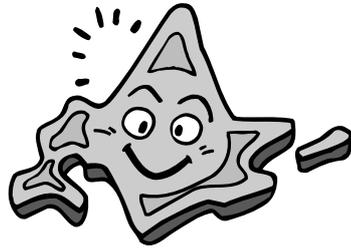
編入合併の場合には、通常は編入する市町村の名称となります。

**事務所(市役所・町村役場)の位置**

新設合併の場合には、新しい市町村の事務所(本庁舎)の位置を決める必要があります。(合併関係市町村全て廃止されるため)

編入合併の場合には、通常は編入する市町村の事務所(本庁舎)の位置となります。

事務所の位置は、住民の利便に最も適合するよう交通の事情や他の官公署との関係などに十分考慮をする必要があります。



**財産の取扱い**

合併関係市町村が持っていたすべての財産(土地、建物、債権、債務など)を引き継ぐことを原則としています。

**合併特例法に規定されている事項**

(主な内容)

**市町村建設計画**

合併によって今後どのようなまちづくりを進めて行くのかを明確にした新市町村のマスタープランです。

新市町村のまちづくりのための基本方針、基本方針を実現するための主要事業、公共的施設の総合整備や財政計画を中心に定めるところとされています。

**議会の議員の定数及び在任**

新設合併の場合は、合併関係市町村の議会の全議員、編入合併の場合は、編入される合併関係市町村の議会の全議員は、身分を失うこととなりますが、合併後一定期間に限り、議員定数、任期に関して特例措置が定められていますので、取扱について協議する必要があります。

**農業委員会の任期及び定数**

新設合併の場合は、合併関係市町村の全委員、編入合併の場合は、編入される合併関係市町村の全委員は、身分を失うのが原則ですが、合併後一定期間に限り、委員定数、任期に関して特例措置が定められていますので、取扱について協議する必要があります。

**職員の身分の取扱い**

合併により消滅する市町村においては、一般職の職員は当然に失職することになりますが、合併特例法において、引き続き合併市町村の職員として身分を保有するよう定められていますので、取扱について協議する必要があります。

**地方税の取扱い**

市町村民税(均等割、所得割、法人税割)、固定資産税、軽自動車税など、合併前の市町村で、税目・

税率が異なる場合、合併後直ちに均(等)しくの課税をすることが住民負担にとって公平を欠くことと認められる場合には、5年間は不均一課税をすることができるとされていますので、取扱について協議する必要があります。

不均一課税が認められる要件  
・合併関係市町村の相互間に地方税の賦課に著しい(明らかな)不均衡がある場合。

・市町村の合併により承継(受けついで)財産または負債の額について合併関係市町村相互間に著しい違いがある場合。

**地方審議会の取扱い**



新市町村の均衡ある発展と地域の事情に応じた施策の展開のために、地域審議会を設置することができますとされており、設置の有無、構成員の定数、任期、任免その他組織及び運営に関してなど、取扱について協議する必要があります。